

農業協同組合シリーズ4

農業協同組合の原

特256
908

昭和二十四年一月三十一日印刷
昭和二十四年二月三日發行



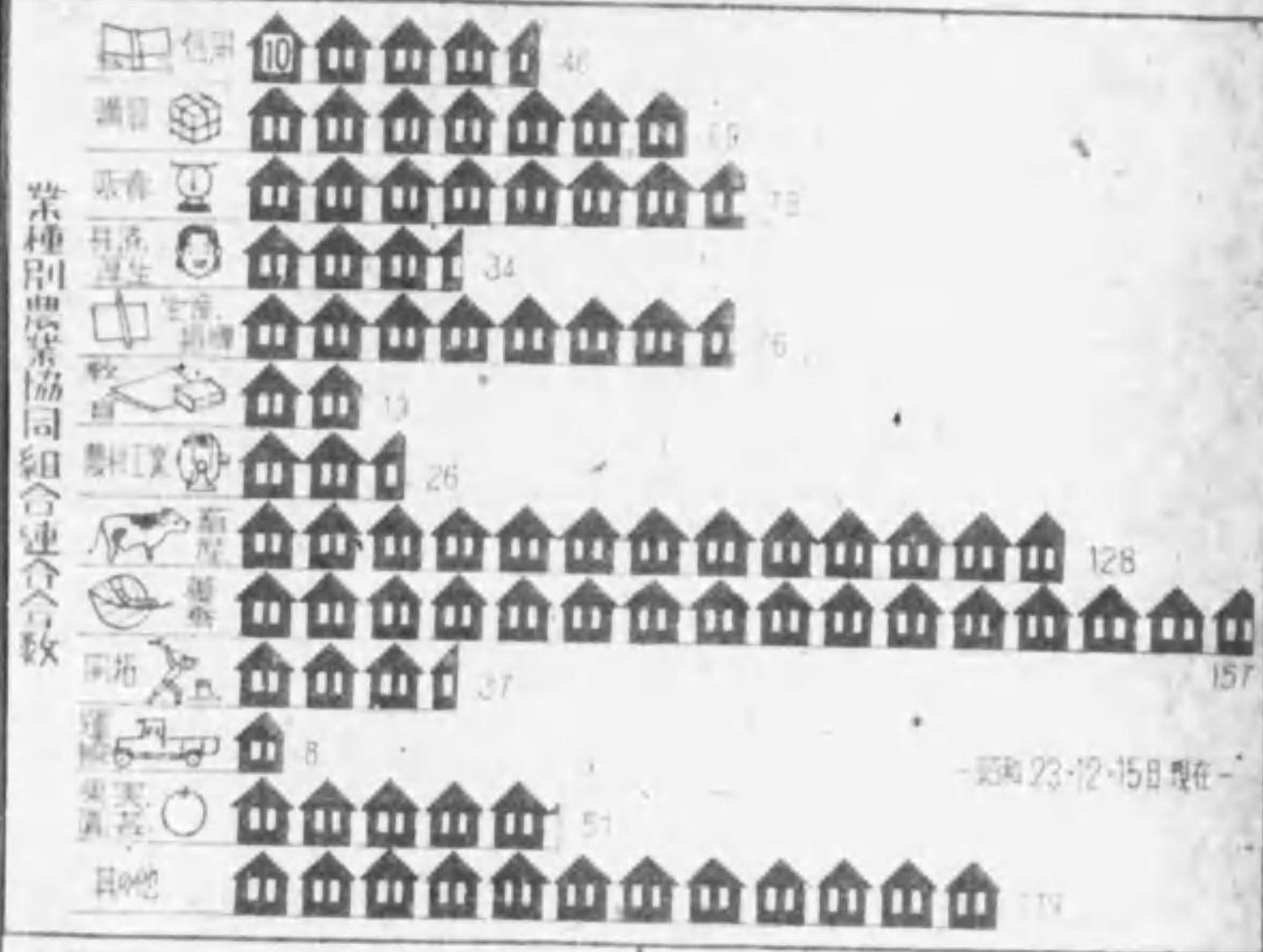
農 林 省 1949.1

増本



始





組合員のみなさん方へ

農業協同組合法が施行されてから、もうすでに一年以上たちました。この一年間、みなさん方は組合を民主的なものにするために、いろいろと御苦心されたことと存じます。

ところで、組合をほんとうに自分たちのものにするためには、組合はどんなものであるかを充分知っておらねばなりません。すなわち「農業協同組合の原則」は組合を立派なものにするために最も重要なものであるといえます。

このパンフレットは、その重要な「農業協同組合の原則」をわかりやすく解説したものです。組合で座談会や研究会などをお開きになつて充分利用していただきたいと思います。

目次

なぜ農業協同組合をつくらなければならないか……………(一)

農業協同組合の原則……………(二)

組合員の加入、脱退の自由……………(三)

組合員による民主的にし賢明な支配……………(四)

(イ) 書面決議及び代理決議の制限……………(五)

(ロ) 准組合員の議決権及び選挙権の禁止……………(六)

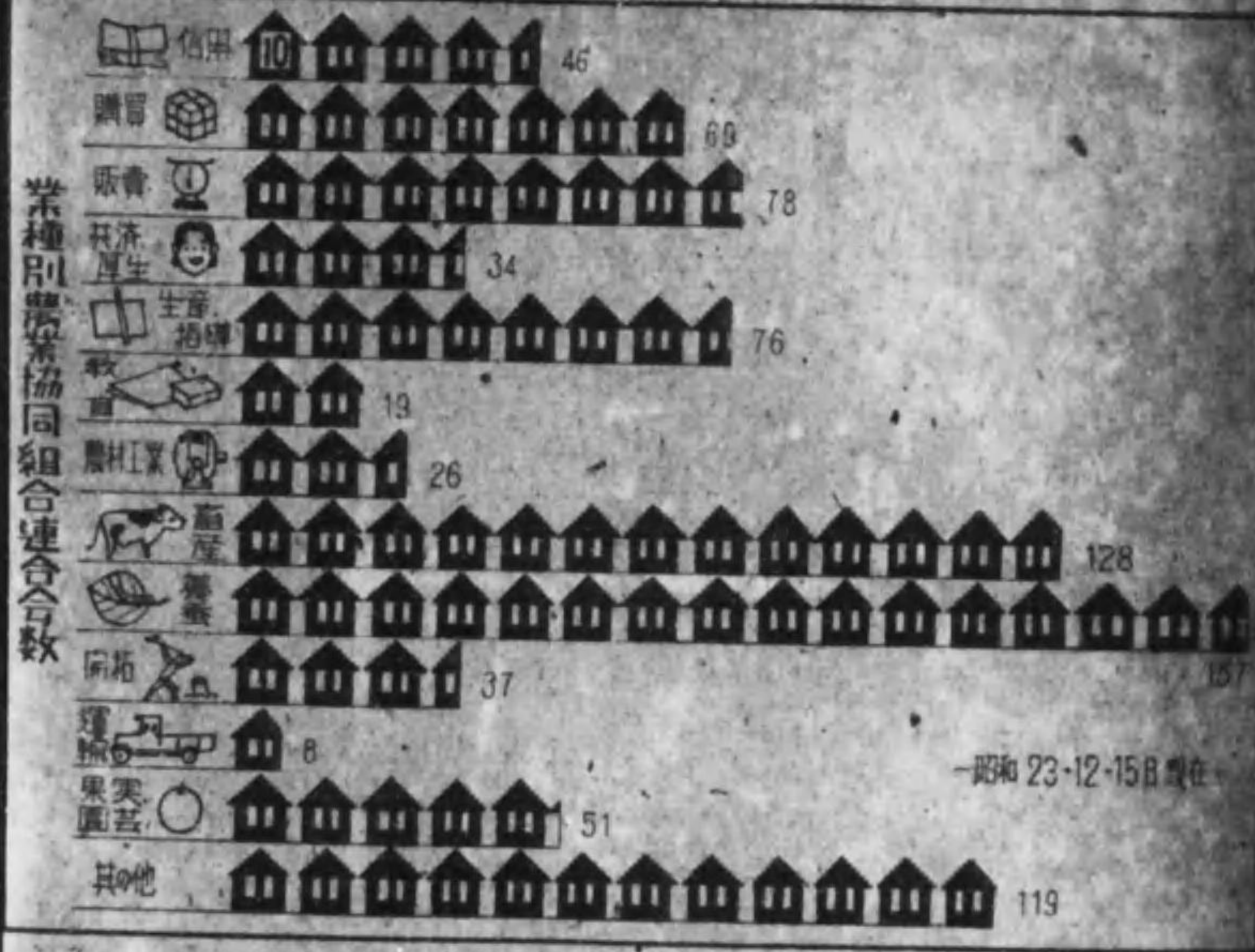
(ハ) 総代会の制限……………(七)

組合員に対する一定の剰餘金の分配……………(八)

こうして運営を組合員の手で……………(九)



特256
908



組合員のみなさん方へ

農業協同組合法が施行されてから、もうすでに一年以上たちました。この一年間、みなさん方は組合を民主的なものにするために、いろいろと御苦心されたことと存じます。

ところで、組合をほんとうに自分たちのものにするためには、組合はどんなものであるかを充分知っておらねばなりません。すなわち「農業協同組合の原則」は組合を立派なものにするために最も重要なものであるといえます。

このパンフレットは、その重要な「農業協同組合の原則」をわかりやすく解説したものです。組合で座談会や研究会などをお開きになつて充分利用していただきたいと存じます。

目次

なぜ農業協同組合をつくらなければならないか……………(一)

農業協同組合の原則……………(二)

組合員の加入、脱退の自由……………(三)

組合員による民主的にし賢明な支配……………(四)

(イ) 書面決議及び代理決議の制限……………(五)

(ロ) 准組合員の議決権及選挙権の禁止……………(六)

(ハ) 総代会の制限……………(七)

組合員に対する一定の剰餘金の分配……………(八)

こうして運営を組合員の手で……………(九)



なぜ農業協同組合をつくらなければならないか

昭和二十三年一月一五日現在の農林省のし
らべによりますと、全国で、二七、八六八の
農業協同組合、八四八の連合會が設立の認可
を受け、全国の市町村の数は一〇、

四七四ですから、一市町村當り平均二以上の
農業協同組合が設立を認可され、また一都道
府縣當り平均一八以上の連合會が設立を認可
されたことを、この數字が示しているわけで
す。また、一月三〇日現在の正組員は七
三一萬人に達していますので、全国五九〇萬
農家の方々が一人以上農業協同組合に加入し
ていることになりましたし、そしてその農業協

同組合のほとんど全部がさらに連合會に加入
していることが考えられます。

このことは、農業協同組合法がつくられた
趣旨からしても、また農民である皆さん
方の立場から考えましても、まことに喜ばし
いことで、今後この農業協同組合の事業の發
展と農地改革の完了とによつて、明るい、豊
かな農村がつくられることが期待される次第
です。

ところで、農業協同組合の組員である皆
さん方は、農業協同組合というものを一體ど
のようなものと考えておられるでしょうか？

なぜ農業協同組合に加入することが必要とお
考えになつたのでしょうか？ こういう質問
に對して、皆さん方の中には、「そんなことは
いままらいうまでもないじゃないか」という
人もありましようし、また「さあて」と考え
こむ人もあるかもしれせん。こういうよう
なことについて農林省の係官が昨年埼玉縣の
農民の方々六五人に直接お会いして御意見を
お聞きしたところによりますと、次のような
回答を得ています。それをちよつと御紹介し
ますと、「何故組合に加入することが必要なの
でしょうか」という質問に對して、「協同で農
業經營を改善するために必要だから」と答え
た人が二一名、「協同で農村を民主化するた
め」と答えた人が一五名、「農民の生活を樂に
するため」と答えた人が二一名、「肥料や資材

の配給を受けるため」と答えた人が六名、そ
他の答をした人が一名となつています。
これらの回答は、みなそれぞれ異つた内容
をもつています。皆さん方も、このそれぞれ
の答について、いろいろ御意見をお持ちでし
よう。しかし、よく考えてみると、これらの
答にはある意味でたいへんよく似た點がある
と思います。

そして、その似かよつた考え方は、「農業
協同組合は自分達の利益を増すために自分達
で運営できるものだ」ということだと思いま
す。こういう點から考えてみますと、これら
の農民の方々は、農業協同組合について一番
大事な點をよく承知しているといふことがで
きましよう。たしかに、農業協同組合は、皆
さん方の利益をはかるためのものであり、そ

う考えることは全く正しいことなのです。ところが、農業會は、これと多分に違つた性質をもつていました。古い農業團體法を見ますと、「市町村農業會及道府縣農業會ハ農業ニ關スル國策ニ即應シ農業ノ整備發達ヲ圖リ且會員ノ農業及經濟ノ發達ニ必要ナル事業ヲ行フコトヲ目的トス」と書かれています。もちろん、農業會も會員の利益のためにその事



業を行うという面もなくはありませんでしたが、その外に、というよりも見方によればむしろそれ以上に、農業についての國策を實現するための一つの機關であつたことをこの農業團體法は示しています。國策のための機關ということ、農業會がその會員の利益をはかるということより、國の利益のためには、場合によつては皆さん方の利益をかえりみない場合もあるということの意味する

わけで、現に農業會は、戰爭中、食糧の供出の數量を皆さん方と關係なく一方的にきめたりなどをしましたし、またそういうような關係から、農業會の代表者である會長も政府の方で一方的に任命したようなわけです。ここに農業會が皆さん方の手から離れるようになった原因があり、そしてこんど法律によつて解散をさせられることになつたわけがあるのです。

こういつたことを考え合わせてみますと、さき程御紹介した埼玉縣の例は、こんどの農業協同組合というものの性質を、そしてまたその農業協同組合と組合員との關係をはつきりと承知しているわけで、まことに喜ばしいことです。

少し言葉をかえていいますと、農民である

皆さん方が農業協同組合に加入し、組合員になつていくということは、皆さん方自身のために仕事をしているということなのです。そして、もし「實際にはそうなつてはいないじやないか」というようなことがあるとするならば、それは農業協同組合を動かしてゆく方法が間違つているわけで、皆さん方は、それを正しい方向にむけ變えなければならぬわけなのです。

農業協同組合は、農業會と違つて、あくまでも、皆さん方の利益をはかるための機關であつて、それ以外のものであつてはなりません。

すなはち、「農業協同組合は農業會の看板のぬりかえ」であつてはならないのであります。

農業協同組合の原則

皆さん方はみんな農業をやっているわけですが、農業というものをやるには、まずどういうことが必要だとお考えになりますか？

皆さん方は、そんなことは、考えたこともないとお答えになるかもしれませんが、いままでも農業をやつたことがない人が農業をやる場合を考えてみると、まず最初に、農業のやり方について、いろいろ教わらなければならぬということがあるはずですよ。たとえば、鍬や鎌の使い方も教わらなければなりませんし、いろいろな作物の種のまき方、肥料のほどこし方、収穫の仕方も教わらなければなりません。皆さん方もこういうことを、知らず知らずのう

を知ることは、鍬や鎌の使い方を知り作物の種のまき方、肥料のほどこし方を知るのと同じように、皆さん方のために必要だと考えなければなりません。

皆さん方は、農業協同組合というものをなせつくるか、なぜ農業協同組合に加入する必要があるかというふうなことに、はつきりお判りになつてゐると思ひます。しかし、それだけではまだ充分ではありません。農業をやるには鍬や鎌が必要だということを知つてゐるだけでは、お百姓にはなれません。鍬や鎌の實際の使い方を知らなければ、農業はできないのです。そういう意味合いから、皆さん方にはぜひとも農業協同組合という機械の正しい使い方をよく知つていただきたいと思ひます。そして、その正しい使い方

ちに、また、両親や學校などから教わつたわけで、そうしたからこそ、今立派に農業をやつていられるわけでしょう。

ところで、農業協同組合というものは、さき程も申しましたように、皆さん方の利益をはかるためのものであり、農業協同組合に入つてゐるといふことは、いいかえれば、農業協同組合といふものを通じて、皆さん方が皆さん方自身のために仕事をしてゐるといふことなのです。そうであるならば、農業協同組合をどのように動かしてゆかなければならないか、どのように動かしたら農業協同組合のほんとうの目的がとげられるかといふこと

に忠實に従ふことによつて、農業協同組合の本来の目的である組合員の利益に役立つようになつてほしいものです。

それでは農業協同組合という機械の正しい使い方といふのはどういふものでしょうか？これは、別の言葉でいへば、「農業協同組合の原則」ともいわれています。「農業協同組合の原則」といふことの意味は、農業協同組合といふものを、他の會社や法人などと區別する要點になることであるといふ意味で、そういう原則に従ふ場合に始めてほんとうの意味の農業協同組合といえるわけですよ。

さて、それならばこういう意味での「農業協同組合の原則」とは、どういふことをいふのでしょうか？すなわち次のようなことがらが「農業協同組合の原則」であります。それ

は、(一) 組合員の加入、脱退の自由 (二) 組合員の一人一票による民主的な支配 (三) 組合員に對する一定の剰餘金の分配の三つの原則です。これらの原則は、決して偶然につく

られたものではなく、農業協同組合の目的をとげるために必要であるとふつうに考えられることがらのうち、一番大事なものを簡単に定めたものなのです。

組合員の加入、脱退の自由

皆さん方は、近ごろ、いろいろの品物ごとに、その品物の買入先を選択して、登録をしていることと思います。味噌や醤油や衣料品や、また近頃では薪炭などについてもやつたことと思います。そしてこういうやり方は、皆さん御承知のようにこういう食料品や日用品だけではなく、皆さんの供出する米や麥や諸類などについても行われているわけです。ところで、皆さんはこういうやり方について

おそらく、最初のうちは、「また政府がめんどうくさいことをはじめて困つたものだ」ぐらいにお考えになつた人がさうとう多かつたのではないでしようか？ ところが近頃では、「登録などということも、少しはめんどうくさいが、なかなかよいところもあるようじゃないか。第一、商人がお世辭がよくなつただけでも氣持がよいし、店によつては、少しはおまけをしてくれるところもあるようだ」な

どという聲もぼつぼつきこえるようです。皆さん、これはどういうわけでしょう？

合と何の關係があるのだというように思つかもしれません。

戦争中は、御承知のように、マッチを買うにしても、石けんを買うにしても、その買入先は政府からはつきりときめられていました。ですから、商人の方では、お客さんにお世辭をいう必要もなく、お客さんの都合のよいようにするなどということは考える必要もありませんでした。ところが、こんどはそういうわけにはゆきません。もし、お客さんの便宜をはからないというようなことでもあれば、この次の登録のときには、お客さんは別の店に登録することになるかも知れません。ですから、商人の方でも一しよけんめいにサービスをするということになるわけです。皆さん、ところで、このことが農業協同組

しかし、これと同じようなことが、農業協同組合についても考えられるのです。戦争中の農業會は、各市町村に一つずつつくりられています。そして、農業をやつてゐる人は、必ずその農業會に加入しなければならぬことになっていました。ところが、今度の農業協同組合については全くちがつています。農業協同組合をつくることは好ましいことですが、つくらなくても差支えはありません。つくる場合にも、同じ村に二つの農業協同組合をつくつてもよいのです。そして農民の皆さんが、農業協同組合に入るかどうか、全く皆さん方が自由にきめることになっています。そしてまた一たん

加入した農業協同組合から脱退する、すなわち組合員でなくなることも、加入の場合と同じように、自由にできることになつてゐるのです。

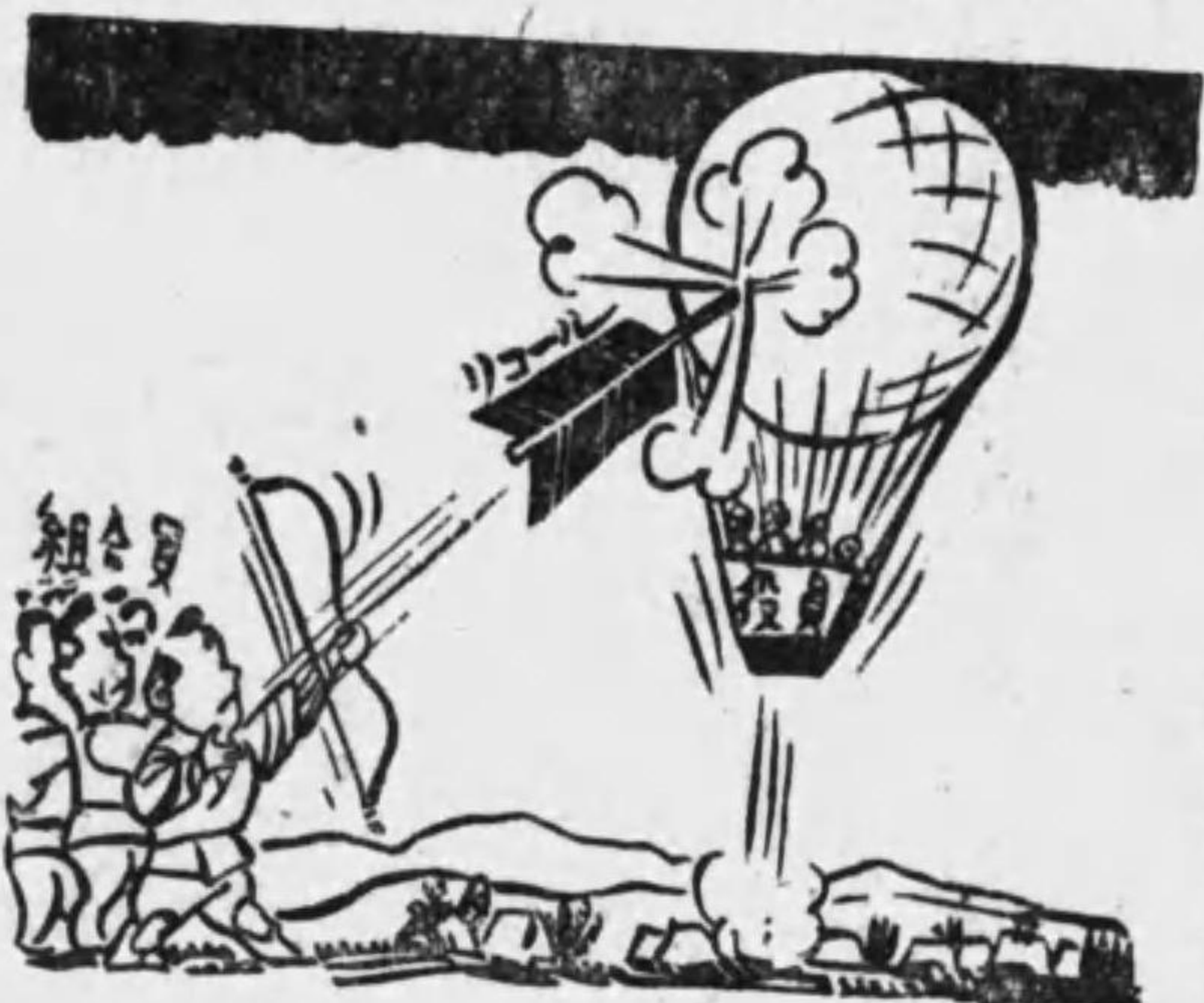
この農業會と農業協同組合との違い、このことは、前に述べた品物の買入先の登録のことと全く同じではないでしょうか？ もし組合員の加入や脱退が自由でないものとして、組合の事業のやり方は、自然に組合員に不親切になり、一部の有力者の思うままになり、一部のものだけが利益を得るということになつてしまふ場合がそうとうあると思います。



ところが、組合員の加入や脱退が自由にできるとしますと、その組合のやり方に満足しない組合員は、その組合を脱退して、他の組合に加入するか、又は新しい組合をつくるということもできるわけですから、自然にそういうような悪いことがおこらないようになるわけです。ですから、この組合員の加入、脱退の自由ということ、それから、これに関連して、農業協同組合の設立の自由ということ、農業協同組合をほんとうに農民のためになるよい組合にするために非常に大事なことでありまして、協同組合のことを研究しているある有名な學者

は、「加入、脱退の自由」ということは、協同組合にとつて、一番大事なことのひとつであつて、もし加入、脱退の自由をもたない協同組合があるとすれば、それは、協同組合というよりむしろ一種のお役所みたいなものだ」とさえいつています。

それでは、農業協同組合法では、この加入、脱退の自由は、どのようなにあらわされてゐるでしょうか？ まず、加入の場合をしらべてみましょう。これは第二十條にあります。すなわち、第二十條には、「組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は正當



な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない」と書かれています。ですから、皆さん方が組合に入ろうとする場合には、組合の方では、誰がみてもその加入をこつとわる正しいわけがあると考えられる場合の外は、その加入をこつとわることができませんし、また新しく組合に入ろうとする者だけを具合の悪いような条件をつけて、それを承知するなら加入を認めようなどということもできないことになつてゐるわけです。そして、こういうことに違反した場合、組

合の役員は、一萬圓以下の過料に處せられることになつています。次に、脱退の場合は、

どうでしょうか？これは、第二十一條にあります。すなわち、「組合員は、六十日前までに豫告し、事業年度の終において脱退することができ。前項の豫告期間は、定款でこれを延長することができ。但し、その期間は、一年を超えてはならない」と書かれています。この規定によつて、組合員は、組合の事務のつごう上いつでも脱退することができるといふわけにはゆきませんけれども、定款できめられた期間以前に組合にそのことを申し出て



おけば、事業年度の終には脱退をし、組合員でなくなるわけです。

皆さん、こんどの農業協同組合法では、このように皆さん方の自由が尊重されています。農業協同組合をいままでの農業會と同じように考えてはいけません。自分の考とピッタリしないことがあつたときには、總會でも、あるいはまた役員に直接でも、どちらでもかまいませんから、ドシドシそのことを申し出るべきです。そして、それをやつても充分でないときには、同じような考をもつてゐる人達と相談して役員のリコールをすることも必要でしょう。(もう、皆さん御承

知だと思ひますが、農業協同組合法では、正組合員の五分の一以上の人が役員のリコールを要求したときには、理事や監事は、全部やめて、新しい理事や監事を總會で選舉しなければならぬことになつています。これは、參事や會計主任についても同じです。このことをリコールというのです。そして、それでもうまくゆかないときには、この加入、脱退

の自由ということを最後の切札として使うこともできるのです。

むかしからの言葉に、「傳家の寶刀」という言葉があります。この傳家の寶刀は、むやみやたらに抜くべきではなく、どうしても必要な場合にだけ抜くというわけのものです。この加入、脱退の自由も、そういう意味では、まさにその傳家の寶刀に當るわけです。

組合員による民主的にして賢明な支配

皆さん、ただいまは、こんどの農業協同組合の一つの非常に大切な特徴である加入、脱退の自由についてお話ししましたが、こんどもつと直接に、農業協同組合の動かし方(これを運営という言葉でいうことにします)に

關係のある非常に重要な原則について、お話しすることにしましょう。それは、農業協同組合の民主的な賢明な支配ということ。終戦後、民主主義ということが、いろいろの方面でさかんにいわれるようになりまし

が、民主主義ということのほんとうの意味を充分に知っていない人が、まだ案外多いのではないでしようか？

民主主義ということの意味については、學者などはいろいろむずかしいことをいつていようです。しかし、民主主義ということは、學者でなければわからないようなそんなむずかしいことではありません。要するに、すべての物事を皆さん方自身の、そしてそれも皆さん方の中の一部の人達だけのでなく、皆さん方全體の利益になるように、皆さん方自身がすることなのです。ですから、民主主義の政治ということは、皆さん方全體のためになるように、という目的で行う政治でありまして、そのためには、皆さん方がえらんだ人々によつて行われるということも必要に

なるわけです。都市にいくら立派な建物ができあがつても、皆さん方の住んでいる家が、こわれかかったような草ぶきのあばらやでは、それは決して正しい、民主的な世の中といふことはできません。ところで、組合の事業は、一體だれのために行うのでしよう？ 國のためにもなく、また役員や職員のためにもありません。組合の行うすべての事業は、組合員である皆さん方自身の利益のために行われなければならないことはいうまでもないことです。組合員の利益になるように組合の事業を行うといふ、このわかりきつたところが、組合の正しい姿だといふことは、ちよつと考えてみればすぐわかることなのですが、戦争中のように、何でもかでも、「國のため」といふようなことがいわれた時代には、案外

はつきりしなかつたわけですから、こういう

ことが組合の民主主義なのであつて、決して

むずかしいことでもなんでも

ないので。協同組合から民

主主義というものがなくなつ

てしまつたら、もうそれは、

正しい意味で、協同組合とい

うことができなくなつてしま

うでしよう。

では、その民主主義が組合

から逃げ出さないようにする

には、どうしたらいいでしよ

うか？ 簡単なことではあり

ますが、組合員全體が組合を切り廻す（むず

かしい言葉でいいますと、組合を賢明に支配

するといふことです）ことです。組合員全體

が、農業協同組合の主人公になることです。

もしも組合員全體が組合を賢明に支配しない

とするならば、組合員である皆

さん方が求めている利益は、皆

さん方の手に入らないで、どこ

かに消えてなくなつてしまふか

も知れませんが、組合員が組合

を賢明に支配しているならば、

そんなことは、おこるはずがあ

りません。

それでは、組合員全體が組合

を賢明に支配するといふこと

は、どういふ方法で行われるの

でしようか？

株式會社では、會社に對する支配、いいか

えれば株主（これは協同組合では、組合員に

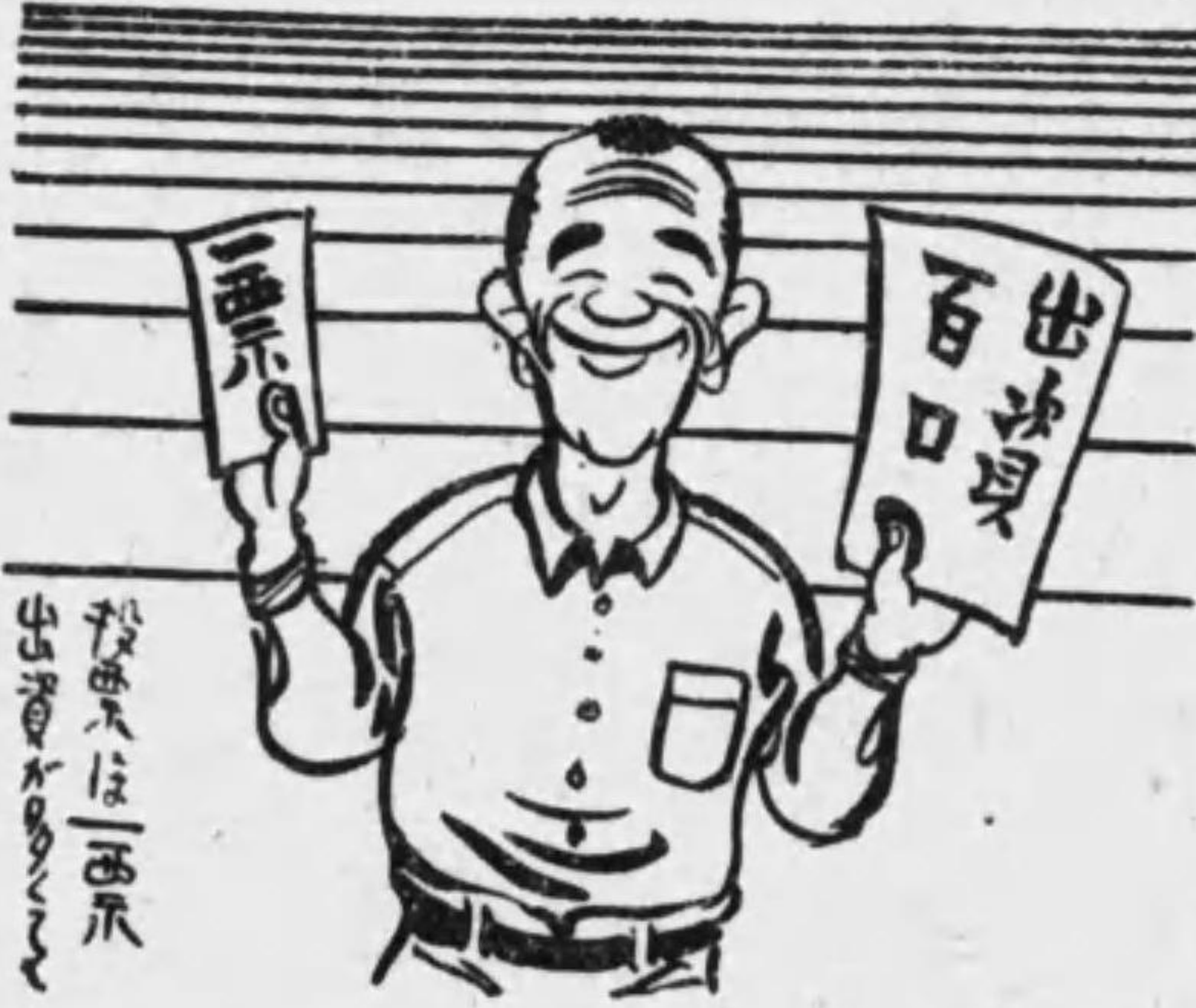


あたるわけですが)の議決権は、その株主がもつている株式の数によつてきめられます。もし、ある株主が百株の株式を持つていますとしますと、その株主は、株主總會で百票の議決権をもつことになります。これは、株式會社の目的がもともと投資した資本に對する利潤を得るといふことにあるわけですから、當然のことであり、いわば資本が會社を支配するといふ關係になつています。

ところが、協同組合のもともとの目的はこれとは違います。もちろん、いままでも申しましたように、協同組合は組合員全體の利益をはかるための機關ですが、その利益というのは、金もうけをするといふのではないのであつて、良い品物を安く買い入れたり、自分達がつくり出した品物を商人達に不当に安く

買われないために、賣りさばいたり、自分達一人一人ではできないことを協同の力でやつたりすることが目的なのですから、株式會社などのように、資本が組合を支配するといふ關係になつてはまずいわけです。といいますのは、もし出資した額に應じて、議決権や役員選舉權があるとしたと、たくさん出資した人が力を持つことになり、組合の事業も組合員全體のために行われるというより、それらの人達だけにつごうのよいように動かされるようになり、組合員にサービスをするといふ協同組合のもともとの目的をはなれて、だんだん、株式會社と同じように、金をもうけるための機關になつてしまふおそれがあるからです。

は、議決権や役員選舉權を出資の額に應じてきめるのではなくて、一組合員は、一票だけの選舉權や議決権をもつといふことにすればいいわけです。そういうようになれば、組合を民主的に賢明に支配することが確實になされるわけです。このことは、世界各國の協同組合でみとめられていふことでありまして、こんどの農業協同組合法でも、第十六條(一)組合員は、各々一箇の議決權及び役員選舉權を有する」と第三十條(一)投票は、一人につき一票とする)にはつきりきめられています。



組合員の民主的な支配をもつと確實にするために、この外に、いろいろなことが考えられています。それらを挙げてみますと、(イ)書面決議及び代理決議の制限(ロ)准組合員の選舉權及び議決權の禁止(ハ)總代會の制限などです。次にこれらについて、簡単に述べましょう。

(イ) 書面決議及び代理決議の制限

農業協同組合法の第十六條をみると、第二項では、「組合員は、定款の定めるところにより、第三十七條第三項の規定により豫め通知のあつた事項につき、書面又は代理人を以て、議決權を行う

ことができる」とあり、第四項では、「代理人は、二人以上の組合員を代理することができない」とあります。これは、自分で總會に出ないで、書類を組合に出したり、人に頼んで出してもらつたりするやり方をとると、一部の人達がそれをよいことにして、一人でたぐさんの組合員の代理をしたり、また、何のこともをきめるのか何も分らないのに、賛成とか反対とかいうことを書類で出させたりして、組合員全體による組合の民主的な賢明な支配がこわされてしまうおそれがあるので、それを防ぐために、書類で賛成とか反対とかいう議決ができるのは、豫め議題の内容が通知されていることがらだけに限つて認めることにし、また代理人は一人の組合員の議決権しか代理することができないことになっているわけ

けです。なお注意をしなければならないのは、こういう代理人や書類などでできるのは、賛成とか、反対とかいう議決についてだけであって、役員選挙には、全然認められていないことです。ですから、役員選挙の場合には、どんなことがあつても、本人が總會に出なければならぬわけです。それから、もう一つは、代理人のことですが、これについては、組合の定款で、代理人にその組合員の家族か、他の正組合員でなければならぬようにするのがよいと思います。

(ロ) 准組合員の議決権及び選挙権の禁止
それから、こんどの農業協同組合法のもう一つの大きな特色は、准組合員に議決権や役員選挙権が與えられていないことです。こんどの農業協同組合法では、原則として農民

だけで組合をつくるこ

とになつていきます。

これは、いままでの

産業組合や農業會などが、ともすれば農民でない地主や商工業者などの思ふとおりになつて、農民の利益がはかられなかつた點が多かつたので、これを防ぐためにそういう制度がとられたわけで、こんどの農業協同組合法の特色として一番大きな點とされているわけです。しかし、農民でな

准組合員持物に注意



議決権も選挙権も持ちが人並みにある
といふような准組合員には動かされるお

くても、組合の事業を利用することが實際必要な場合も農村ではさうとうありますので、この両方の必要をみたすために、議決権や役員選挙権をもたない准組合員というものがある考えられたわけなのです。ですから、この准組合員という制度の意味をよく考えて、それにあつたようにとりはこんでいただく必要があるわけです。いままでの地主などが准組合員として組合に加入し、議決権や選挙

権はありませんけれども、實際に組合の運営にいろいろと口出しをし、昔と變らないようにしてしまわないように、充分注意していただかなければなりません。(なお、こういうよう點なについては、この前おくばりした、「皆さんと農業協同組合」にも書かれていますから、もう一度読んで下さい。)

(ハ) 總代會の制限

次に、もとの農業會では、總代會というものが廣く認められていました。これは、組合の地區が廣かつたり、組合員がたくさんあつたりして、總會を開くのがむずかしい場合に、組合員が總代をえらび、總代だけで會議をひらき、そしてその總代會できめられたことが總會できめられたのと同じ効果をもつような制度ですが、この制度は便利な反面にひじよ

うにまずい點を生じるおそれがあります。

それは、總代會という制度をとりますと、どうしても、組合と組合員との關係がだんだん遠くなつてしまつて、その結果一部の者だけで組合を自由にうごかすというようなことがおこるわけです。そこで、こんどの農業協同組合法では、總代會というものをできるだけ制限し、どうしても置かなければならぬ必要がある場合にも、悪い結果がおきないようにいろいろ工夫をしているわけです。これは農業協同組合法の第四十八條でよくわかると思います。すなわち總代會を置くことができるのは、千人以上の正組合員がある組合だけに限り、また總代會を置いた場合にも、

(一) 總代は正組合員でなければならぬし
(二) 總代の數は二百人以上でなければなら

ず、また、(三) 總代會では、定款の變更、解散、合併の決議はもちろん、總代や役員の選舉もできないことになっていきます。皆さん、この總代會についてのいろいろな制限も、組合の民主的な賢明な支配のために、非常に大事なのだということを忘れないようにしていただきたいと思います。

要するに、農業協同組合法では、組合を民主的なものにするために、いろいろの工夫がされているわけで、一組合員が一票だけの議決権や役員の選舉権をもつということをはじめとして、この議決や選舉が民主的にうまくゆくように、そして農民の利益が充分はかれるようになっていっています。しかし皆さん、西洋のことわざに、「馬を水際につれてゆくことはできるが、水をのませることはできな

い」という言葉があります。馬は、水がのみたくなければ、いくら水際につれていっても水をのまないに違いありません。それと同じように、法律でいくら農業協同組合を民主的なものにしても、組合員が農業協同組合を民主的なものにしようという氣持がないならば農業協同組合はいつまでたつても民主的なものにはならないでしょう。民主主義というものは、決して言葉だけのものではありません。もし、皆さん方の中に、「民主主義なんて、少しもとくにならない霞みたいなものじゃないか。仙人ではあるまいし、霞なんか食つて生きていられるものか」などと考える人があるとすればそれは大きなまちがいです。民主主義ということとは、皆さん方の農業生産を高め、家を互ぶきの立派な家にし、皆さんの食

事をもつとおいしい、栄養のあるものにし、皆さん方の着物をもつと良いものにするため

に、ぜひとも必要なものなのです。この點をくれぐれも忘れないで下さい。

組合員に對する一定の剩餘金の分配

さて、次は、農業協同組合の一つの大きな特色である、組合員に對しては一定の剩餘金の分配ができるということについてお話ししましょう。

資本というものが必要なことは、農業協同組合であつても、株式會社などと別段違いがありません。資本は、農業協同組合の建物や事務用品を買うためにも必要ですし、また組合員に配給するための品物を買入れたりするためにも必要です。しかしながら、協同組合の資本と株式會社の資本とは、その持つ

ている意味は、まるで違います。といいますのは、株式會社の場合は、その資本を使つて金もうけをすることが目的なのですが、協同組合の場合は、そうではなくて、組合員に必要な品物を安く配給したり、組合員がつくつた品物を組合員のために適当な値段で売りさばいたり、またあるいは、一人一人ではできないことを協同の力でやつたりするために資本が必要なのですから、別の面から見れば、ちようど組合が參事や會計主任やその他の職員などをやとうのと同じような意味で資本を

やとうことが必要なわけです。ですから、參事や會計主任などに俸給を支拂うのと同じ意味で、資本に對してもその値打に應じて賃金を支拂うということになるわけです。

さて、ここで一つ協同組合の事業というものは一體どういう性質をもっているか、他の事業とどういふ違いがあるかということをし考えてみましょう。ここにある百貨店があるとしします。その百貨店では、下駄を一足八〇圓で仕入れて、皆さんに百圓で賣つたとします。するとその百貨店では、その下駄一足を賣つたことについて二十圓をもうけたことになりす。しかし、その場合に、店員の給料とかその他いろいろのかかりがかりますから、実際にはおそらく十圓位しかもうからぬでしょう。この場合のもうけをかりに十圓と

しますと、その百貨店の經營主が個人であれば、その人がその十圓をもうけることになりすし、また株式會社であるとししますと、株主達はその投資した資本の額に應じてこれを分けることになりす。次に、農業協同組合の場合を考えてみましょう。農業協同組合が前と同じ下駄をやはり八十圓で仕入れて皆さん方に百圓で賣つたとします。農業協同組合の場合にも百貨店の場合と同じように、職員に俸給をはらつたりなどしなければなりませんから、百貨店と同じぐらいしかもうからぬことになるでしょう。するとここに十圓という餘分の金があるわけになります。

百貨店の場合と農業協同組合の場合とをよくくらべてみましょう。その一番大きな違いは勿論、建物の大きさでもありませんし、店員

の数でもありません。それは百貨店の場合は一般にいつて、経営主(株式会社ならば株主)とお客さんが違うわけですが、協同組合の場合には、原則として経営主(組合員)とお客さんが同じなのです。案外、何だ、そんなことかと考える人もあるかも知れませんが、これが非常に大事なところなのです。といいますのは、前にあげた例の十圓の金の問題ですが、これはいずれにしても経営主である組合員のものであるわけですが、この十圓の金は、もし下駄を一足九十圓で買ったとすればもうからなかつたはずのものなのです。そうであ



るならば、この十圓の金は原則として、その下駄を買った組合員にかえすのが當然なので「同じ経営主とお客さん」はないでしょうか? もしも勞しないでその金を出資した額に應じて組合員に分けるものとしてますと、組合員がお互同志に商賣をしあつていっていることになつてしまひまして、「協同」組合どころか、「商賣」組合になつてしまひます。こういうようなわけで、會社の利益金と農業協同組合の剰餘金とは、その性質が全く違ふのであります。では、こんどは 農業協同組合の中ではどういうふうに、こういうことがあらわされて

いるかをしらべてみることにしましょう。

まず農業協同組合法の第六條をみますと、「組合は、その行ふ事業によつて、その組合員及び會員のために最大の奉仕をすることを目的とし、營利を目的としてその事業を行つてはならない」とあります。これは、いままでお話ししたことを思い出していただいたら、その意味がお分りになることと思ひます。「營利」ということは、株式會社などのように、資本を出してそれによつて金もうけをし、そのもうけた金を株主に配當することですが、農業協同組合の目的はそういうものではなく、組合



員にサービスをする、例えば良い品物を安く配給したり、組合員のつくつた品物を安い手数料で賣りさばいたりすることが目的のわけで、ですから出資した資本に對する配當も、職員に對する俸給、借りている建物に對して支拂う家賃などと同じような意味で、あるきまつた額を拂うことになつていゝるわけです。なおこれについては、第十二條に法律による一定の制限がありまして、このことをはつきりさせています。すなわち、「剰餘金の配當は、定款の定めるところにより年五分を超えない範圍内において、拂い込んだ出資額の割合に應じてこれをし、……」と

いう言葉は、このことを示しているわけで、株式会社などのように、その時々のもうかり具合によつて、多額の配當をするなどということとはできないことになつてゐるのです。

次に、農業協同組合法の第五十二條の全體をみましょう。ここには出資組合——ここでは、出資組合について主としてお話ししてゐるわけです。非出資組合は、會社などとは違つてゐるわけですから、特にお話する必要はないでしょう——の剰金餘の處分の方法が定められてゐます。第五十二條をみますと、「出資組合は、損失を填補し、前條第一項の準備金及び同條第四項の繰越金を控除した後でなければ、剰金の配當をしてはならない。剰金の配當は定款の定めるところにより、年五分を超えない範圍内において、拂い込んだ出

資額の割合に應じてこれをし、なお剰餘があるときは、組合員の事業の利用分量の割合に應じてこれをしなければならぬ。」とあります。

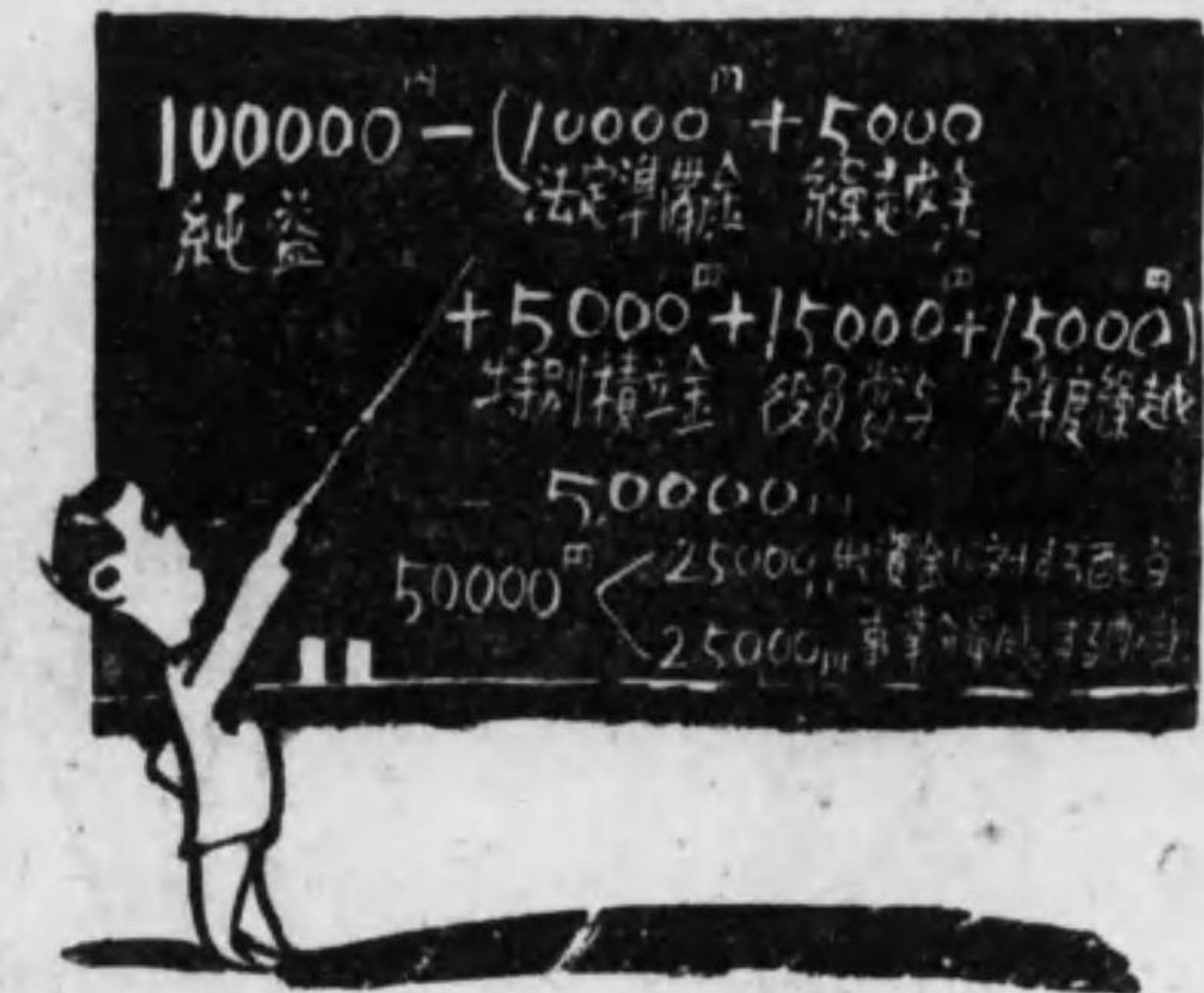
これを例を擧げて説明することにしましょう。ある事業年度の組合（出資額五〇萬圓）の純益（總利益金から總損失金を差し引いたもの）が十萬圓あるものとします。

(1) この純益金から、いまのべた規定にある「前條第一項の準備金」——これは組合に缺損が生じたときに、これをうめるための用意に積み立てておくもので、法定準備金とよばれてゐます——をまず差し引くわけですが、これは一割以上と定められてゐますので、かりに一割を差し引くとしますと（なおこの準備金は定款で定める一定の額に達したら積

み立てる必要はなくなりませう）、この額が一萬圓になります。

(2) それから次に、「同條第四項の繰越金」——これは、農業協同組合法第十條第一項第十號の事業、すなわち「農業技術及び組合事業に関する組合員の知識の向上を圖るための教育並びに組合員に對する一般的情報の提供に關する施設」で、ふつう教育情報事業といわれているものですが、この費用にあてるための資金です——を差し引くのですが、これは二十分の一以上と定められてゐますので、かりに二十分の一を差し引くとしますと、この繰

越金の額が五千圓となります。



(3) さて、法律上は、この二つの金額を差し引いたら、のこりを組合員に

分配してもよいわけなのですが、ふつう組合では、これから更に特別積立金といわれるものと、役員に對する賞與金と次の事業年度への繰越金を差し引くことになつてゐるので、更に特別積立金として五千圓、役員賞與として一萬五千圓、次年度繰越金として一萬五千圓を差し引くこととしましょう。

(4) そうしますと、残額は五萬圓となりますが、これからまず出資に對する配當をするわけですが、その額は五分以内となつていま

すので、かりに五分として計算をしますと、二萬五千圓となります。

(5)そして最後に二萬五千圓が残るわけですが、これが、組合員の事業の利用の分量、例えば品物を組合から買った金額とか、貯金の預け高とかいうものを基準にして組合員に分けられるわけです。

さき程少し述べましたが、この事業利用の分量に應じてする配當こそ一番協同組合の特長を示しているもので、百貨店やふつうの商店などと違う点です。とい



つうの商店では經營者の収入になるわけですが、協同組合では、これが利用者にかえされるわけで、前の例についていえば、一足の下駄を賣つてもうかつた十圓の金は、出資額に對して支拂われる、一定の配當の外は、すべて組合員に割戻されることになるのです。ですから組合員は、下駄を百圓で買ったわけではなく、實際は、九十何圓かを買つたということになるわけなのです。ですからこの事業利用の分量に應じてする配當に

す。

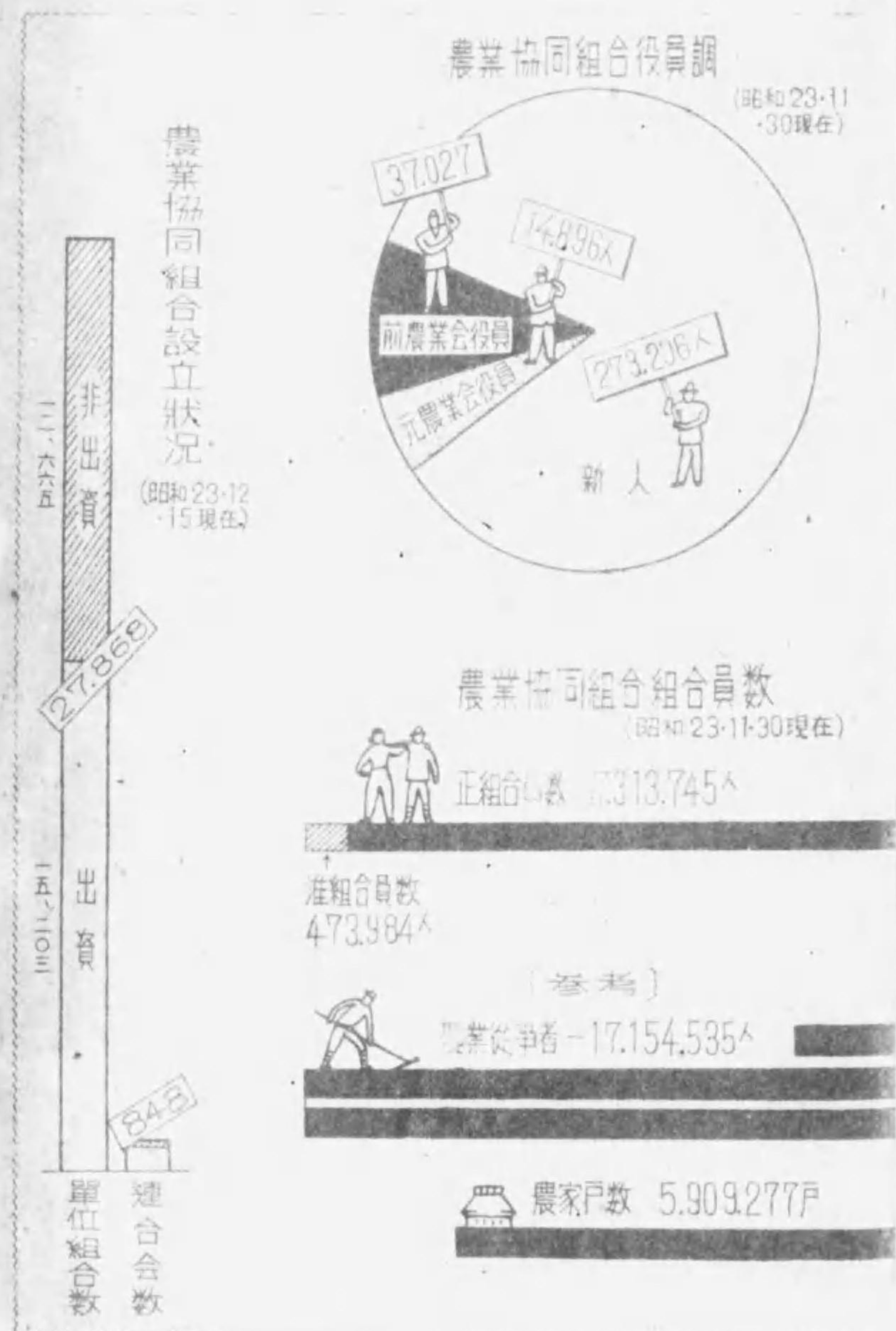
皆さん、農業協同組合の經理のしくみがお分りになりましたか？ この經理のしくみは、もちろんただの配當金の計算方法という意味をもつだけではないので、農業協同組合というものの性質をよく表わしているところにその意味があるわけです。今までの農業會などでは、こういうことはどちらかという役員や職員にまかせつばなしで、會員である皆さん方はあまり關心を持たなかつたのではないのでしょうか？ もしそうであつたとすれば、農業會が皆さん方の利益のためにその事業をしなかつたというようなことも餘り大き

な聲ではいえないわけです。

皆さん、總會のときには必ず出席して、役員の報告をよくきいて下さい。そしておかし

こうして運営を組合員の手で

露光量違いの為重複撮影



の家庭の生活を今までよりもよりよいものにするのがその目的なのでありまして、要するに組合員である皆さん方のために皆さん方がつくり、そして、組合員である皆さん方のためになるように、皆さん方がそれを動かす、ということさえしつかり覚えていなければ、いろいろ問題は、かえってに解決することができるとは、

皆さんも御承知のアメリカの有名なリンカーンが、民主主義の政治というものを説明して、「人民の、人民による、人民のための政治」だと言いました。この言葉は、少しのいいえれば、農業協同組合の場合にもあてはまるのです。そうです、「組合員の、組合員による、組合員のための組合」こそ、農業協同組合なのです。そしてこのことを具体的に説明した

ものが、この「農業協同組合の原則」なので

繰り返して申し上げますが、皆さんが、組合を強く発展させて、皆さん方の利益を最も大きくするには、よく組合の原則、事業の内容、經理の仕組、運営の方法等を知ること、努めなければなりません。そのためには、皆さんは月々の組合の集會に必ず出席して説明をきいたり、意見を述べたりするとともに、組合からであるニュースや通知などにも必ず目を通しましょう。

また、組合の役員は、このようなことを皆さんに知らせる責任がありますから、皆さんからも、どしどし役員に要求して、賢明な判断力をもつて、積極的に運営に参加しましょう。



の家庭の生活を今までよりもよりよいものにするのがその目的なのでありまして、要するに組合員である皆さん方のために皆さん方がつくり、そして、組合員である皆さん方のためになるように、皆さん方がそれを動かす、ということさえしつかり覚えていなければならない問題は、かんたんに解決することができるとは、

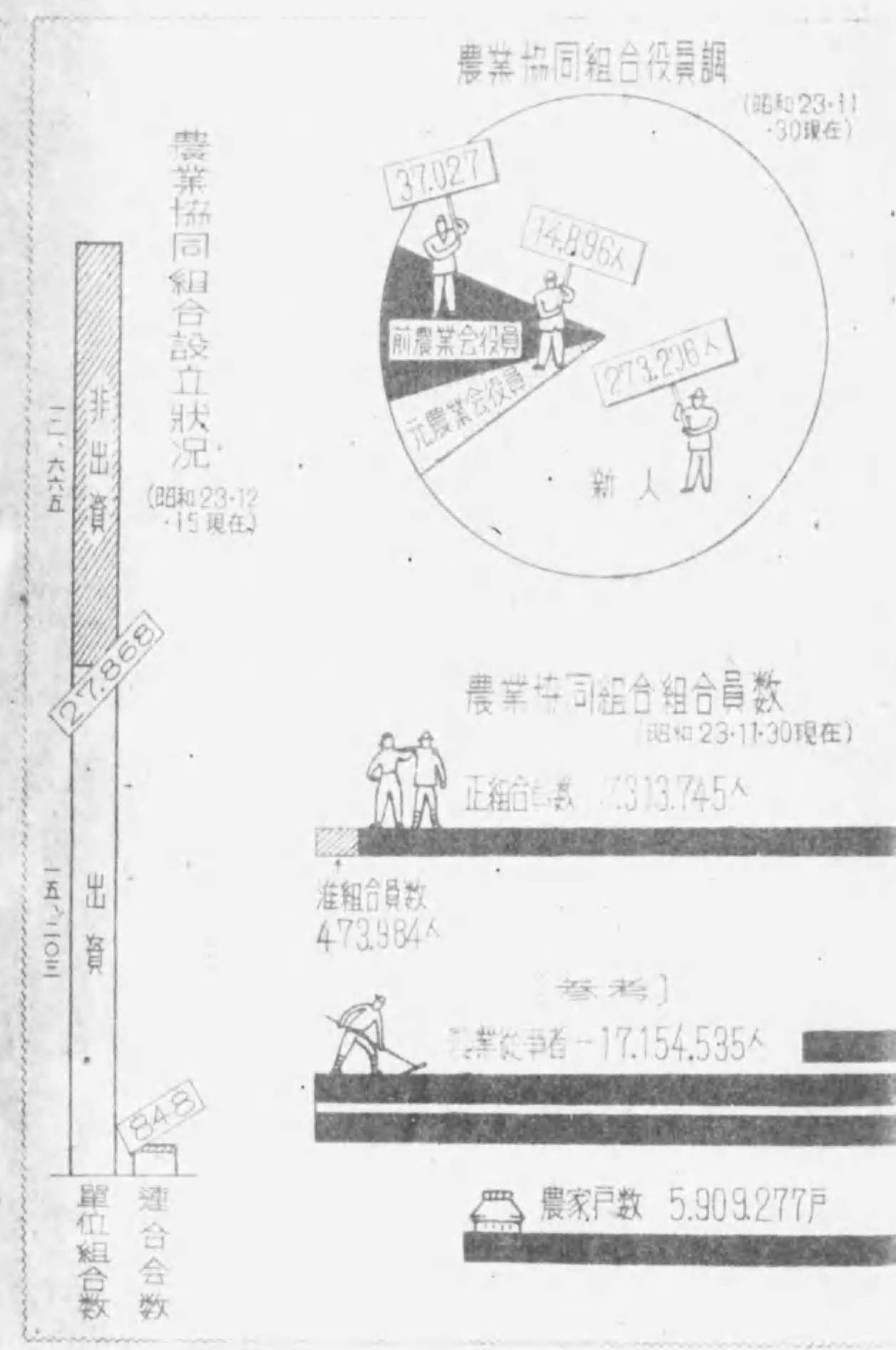
皆さんも御承知のアメリカの有名なリンカーンが、民主主義の政治というものを説明して、「人民の、人民による、人民のための政治」だといいました。この言葉は、少しいい変化れば、農業協同組合の場合にもあてはまるのです。そうです、「組合員の、組合員による、組合員のための組合」こそ、農業協同組合なのです。そしてこのことを具体的に説明した

ものが、この「農業協同組合の原則」なので

繰り返して申し上げますが、皆さんが、組合を強く発展させて、皆さん方の利益を最も大きくするには、よく組合の原則、事業の内容、經理の仕組、運営の方法等を知ること、努めなければなりません。そのためには、皆さんは月々の組合の集會に必ず出席して説明をさいたり、意見を述べたりするとともに、組合からであるニュースや通知などにも必ず目を通しましょう。

また、組合の役員は、このようなことを皆さんに知らせる責任がありますから、皆さんからも、どしどし役員に要求して、賢明な判断力をもつて、積極的に運営に参加しましょう。

露光量違いの為重複撮影



の家庭の生活を今までよりもよりよいものにするのがその目的なのでありまして、要するに組合員である皆さん方のために皆さん方がつくり、そして、組合員である皆さん方のためになるように、皆さん方がそれを動かす、ということさえしつかり覚えていくならば、いろいろな問題は、かんたんに解決することができます。

皆さんも御承知のアメリカの有名なリンカーンが、民主主義の政治というものを説明して、「人民の、人民による、人民のための政治」だといいました。この言葉は、少しいい變えれば、農業協同組合の場合にもあてはまるのです。そうです、「組合員の、組合員による、組合員のための組合」こそ、農業協同組合なのです。そしてこのことを具体的に説明した

ものが、この「農業協同組合の原則」なので

繰り返して申し上げますが、皆さんが、組合を強く発展させて、皆さん方の利益を最も大きくするには、よく組合の原則、事業の内容、經理の仕組、運営の方法等を知ること、努めなければなりません。そのためには、皆さんは月々の組合の集會に必ず出席して説明をきいたり、意見を述べたりするとともに、組合からでるニュースや通知などにも必ず目を通しましょう。

また、組合の役職員は、このようなことを皆さんに知らせる責任がありますから、皆さんからも、どしどし役職員に要求して、賢明な判断力をもつて、積極的に運営に参加しましょう。

役員改選!

農業協同組合

役員には
こんな人を

組合の民主的な
性格を理解して
いる人

村の人々に信用
のある人格者

村の事情を
よく知っていて
熱心に経営
にあたる人

公平な判断力を
もって組合員全体
の幸福をはかる人

監事には特に
経理に明るい人

実行力のない人

農林省

昭和二十四年一月三十一日印刷

終

昭和二十四年一月三十一日印刷

編集兼発行人 農林省印刷課・農業協同組合連合会